

別紙 1

個人情報の本人収集原則の例外事項（類型事項）  
（条例第5条第2項第9号関係）

<審議会の意見を聴く項目>

番号	事 務 名	収 集 先	本人以外から収集する必要性
1	臓器提供に伴う 児童虐待情報等の 収集	児童相談所 婦人相談所、 警察その他関 係団体	・18歳未満の脳死又は心停止した者が、虐待を受けていた可能性を完全には否定できない場合に、臓器提供を行う施設がこの者を臓器提供が可能か否かを判断する材料の一つとして、対象となる児童やその家族の個人情報を収集する必要がある。

別紙 2

センシティブ情報の収集禁止の例外事項（類型事項）  
（条例第5条第3項第3号関係）

<審議会の意見を聴く項目>

番号	事 務 名	収集する個人情報	当該情報が必要不可欠である理由
1	臓器提供に伴う 児童虐待情報等の 収集	・ 思想、信条等に関する 個人情報	・ 18歳未満の脳死又は心停止した者が、 虐待を受けていた可能性を完全には 否定できない場合に、臓器提供を行う 施設がこの者を臓器提供が可能か否 かを判断する材料の一つとして、対象 となる児童やその家族の思想等の情 報を収集する必要がある。